

# 事業計画

## 【 事業内容 】

事業名	実施項目	事業内容
1 広報啓発活動	(1) 効果的な広報啓発活動の推進	行事等府民にアピールできる事業については、マスコミに対し、積極的に広報提供等を行い知名度アップを図る。
	(2) 地域大会、総会等への積極的参加	地域・職域団体等の開催する暴力追放大会及び総会等への参加し、各種資料等の提供を行い暴排組職のすそ野の広がりに努める。
	(3) 各種通信機器の整備と機能の充実強化	通信機器等の整備と機能強化を図り、府民との接点拡大に努める。
2 組織支援活動	(1) 地域・職域での暴力追放活動への支援	新規暴排組織の結成と育成に努めるとともに、既存の組織に対して情報提供等積極的な支援に努める。
	(2) 不当要求防止責任者等に対するレベルアップ	暴排資料を積極的に提供するほか、個別事案については直接指導を行い、暴力団対応要領のレベルアップに努める。
3 相談活動	(1) 親切的な相談活動	相手の立場に立った相談活動と相談者の信頼を得るに必要な知識の研鑽に努める。 相談者の恐怖心を和らげるため、身辺保護機器（警報器、秘匿即報機器）録音機等の整備充実を図るとともに支援活動に努める。
	(2) 弁護士・警察との連携強化	京都弁護士会（暴力追放相談委員）組織犯罪対策第一課との連携を密にして、効果的な相談活動に努める。
4 少年対策事業	資料提供等の支援活動	少年対策推進団体等に対し暴排資料提供を行

		うなど、支援活動を積極的に行う。
5 受託事業	(1) 責任者講習の共同開催	選任時講習、定期講習及び臨時講習を状況により府県の枠を越えて共同で行う。 (近畿管区内申合事項)
	(2) 公務員に対する責任者講習の実施	行政機関との連携を密にし、公務員対象の責任者講習受講の促進を図る。
	(3) 講習内容の充実	被害者となりやすい業種・業界等へ積極的に働きかけ、臨時講習等も視野に入れた責任者講習の開催に努める。 受講者が興味を持ち理解しやすい擬似体験型講習(ロールプレイン)や事例を交えた講義を行うなど、真に効果の挙がる講習に努める。
6 救済事業	(1) 装備資器材の整備	対立抗争時における地域住民の身の安全確保や反社会的集団からの不当要求に伴う撃退機材等の整備充実に努める。
	(2) 被害者に対する見舞金支給等	タイムリーで適正かつ効果的な見舞金・保護活動支援金の支給に努め、被害者の救済及び駆け込み寺としての役割を積極的に行う。 被害者等が勇気を持って事件を申告したり、事件情報を通報するなどして暴力団排除活動に貢献した人を積極的にたたえるため、ゴールドン武士賞(H19 新設)を贈呈し、更なる暴力団排除意識を高める。(理事長賞)
	(3) 訴訟費用の貸付け	警察・弁護士と連携を図り、暴力団事務所の撤去、暴力団組長に対する損害賠償請求等に際し積極的、効果的な訴訟費用の貸出しを行う。
	(4) 京都府犯罪被害者支援連絡協議会への参加と支援	被害者等のおかれている立場を踏まえ、その視点に立った各種支援活動に努める。

	(5) 離脱者支援活動	警察、保護司、京都刑務所等等と連携して、暴力団離脱希望者に対する指導及び保護活動を推進する。
7 研修事業	研修会への参加	全国会議等に積極的に参加し、研修に努める。
8 調査研究活動	(1) 公刊資料の収集保管・活用	暴力団の不透明化に対応するため、新聞・週刊誌等に報道された記事等の資料化に努め、公刊資料に基づく暴力団関連情報の集約に努める。
	(2) 全国センター及び近畿センター等との連携した事業の推進	全国センター及び近畿センター主催の研修会等に積極的に参加し、事業活動に反映させる。 全国センター等の会報等に紹介されている効果的活動については、積極的に視察、資料の取り寄せなどして当センター事業に反映させる。
9 その他	賛助会員募集活動の推進	事業安定の財源確保のため引き続き推進する。